

## 論 説

## 組織再編成における出国課税と EU 法

宮 本 十至子

はじめに

1. 我が国における課税管轄離脱の議論
2. EU における法人出国課税
3. DMC 判決後の出国課税の課題

結びにかえて

はじめに<sup>※</sup>

財産及び住所を国外に移転させ、国外で贈与、譲渡など一定の取引を行うことによる贈与税、所得税逃れが我が国で問題視されてきた。相続税法では、国籍基準を導入するなど納税義務者の範囲を拡張することで、そのような課税逃れに対抗してきた。それに対して、所得税法では、個人の譲渡所得に対する対抗措置は未整備であり、相続税法改正に照らし、富裕層が財産及び住所を国外に移転させ、譲渡所得課税を逃れる可能性が危惧されていた。そこで、平成27年税制改正では、個人が含み益のある株式と住所を国外移転させることで譲渡所得課税を逃れる富裕層<sup>1)</sup>に対する所得税における対抗措置として、いわゆる出国課税制度の導入が予定されている。

このような財産、居住地などの国外移転は、自然人である個人よりもむしろ、法人の場合により簡単に行うことが可能である。もっぱら税の軽減を図ることを目的としたそのような取引は、その国の課税権の喪失に関連し、それにどのように対抗するかは国際課税の大きな課題である。例えば、EU 加盟国では、そのような取引による自国の課税権の排除又は制限を防ぐために、個人及び法人に対するさまざまな出国課税制度が導入されている。その一方で、EU 加盟国の国内税法は欧州機能条約 (TFEU) の基本的自由の原則に抵触しないかが問われ、とりわけ、欧州司法裁判所では、個人所得税分野の出国税が EU 法に抵触するといった一連の判断が下されてきた。いまや出国課税を定めた国内税法と EU 法との整合性は、個人所得税分野にとどまらず、法人税分野の出国税規定を定めた国内税法まで審査されている。法人税分野の出国税については、会社の実質的管理地 (place of effective management) の国外移転に対する出国税規定と EU 法との整

※本稿は、Alexander von Humboldt Fellowship によるミュンヘンのマックス・プランク租税法研究所での在外研究 (平成26年4月～)、立命館大学学外研究の研究成果の一部である。Schön 教授、AvH 財団、立命館大学には多大なるご配慮に深く感謝申し上げます。

合性を初めて判断した National Grid Indus 判決（C-371/10）を別稿で紹介したが<sup>2)</sup>、その後、DMC 事件（C-164/12）において、1995年ドイツ組織変更税法の出国税規定と EU 法との整合性が問われた。法人分野の出国課税の問題は、個人のそれより検討すべき点が多い。

そこで本稿は、EU における法人分野の出国課税の課題を欧州司法裁判所判決から明らかにしていく。なお、個人分野の出国税を定めた国内税法と EU 法との整合性については、すでに別稿で紹介している<sup>3)</sup>ので、本稿では、DMC 事件を中心として EU における法人出国課税の議論を分析するために、出国課税をめぐる一連の判決にも若干触れながら検討をすすめることにする。

## 1. 我が国における課税管轄離脱の議論

居住地の移転、取引の移転、資産や所得の移転などの取引を行い、課税管轄権を離脱することによって、課税を逃れる可能性が指摘されている。このような取引による課税逃れの問題は我が国でもめずらしくなく、個人課税分野で贈与税逃れが争点になった武富士事件<sup>5)</sup>、中央出版事件<sup>6)</sup>、譲渡所得課税逃れが争点になったユニマット事件<sup>7)</sup>などがある。

相続税法では、国内の住所の有無によって、無制限納税義務者と制限納税義務者を区分し、財産を取得した個人のうち、当該財産取得時に国内に住所を有するものは全世界財産に課税、国内に住所を有しないものには国内財産のみに課税していたが、当該規定では、国内財産を国外財産に変更し、住所を国外に移転した後に、贈与や相続が発生すれば、我が国では課税することができなくなる可能性があった。そこで、納税義務者の範囲の確定上、住所基準に加え、国籍基準を併用し、納税義務者の範囲を徐々に拡張することで、住所及び財産の国外移転、国籍離脱による贈与税、相続税の課税逃れに対抗してきた（相税1条の3第1号、2号及び2条第1項、相税1条の4第1号、2号及び2条の2第1項）。

所得税法では、相続税法のような拡張的納税義務の規定は導入されていなかったが<sup>8)</sup>、我が国でも富裕層が増えつつあること、平成27年から相続税の基礎控除額が縮小され、相続税率が引き上げられることから、含み益がある株式などの資産と居住地を国外に移転した後に譲渡取引を行うことで、我が国の譲渡益課税を逃れる恐れがあった。特に、OECD モデル租税条約13条5項と同種の規定を定めた租税条約を締結している場合には、もっぱら譲渡者の居住地国が当該譲渡益への課税権を有することになり、我が国で譲渡益課税ができなくなる可能性がある<sup>10)</sup>。OECD では、BEPS（課税浸食）問題の一つである「行動計画6 租税条約の濫用防止」において、租税回避防止措置として出国課税が議論されている<sup>11)</sup>。そのような OECD の取り組みや所得課税分野の各国の出国税制度は、税制調査会でも紹介されてきた<sup>12)13)</sup>。そのようななか、我が国においても、平成27年7月から、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（個人の出国税規定）の導入が予定されている<sup>14)</sup>。

平成27年度税制改正大綱によれば、予定されている措置は次のとおりである。

1億円以上の有価証券等を保有する者で、国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者が当該有価証券等を保有し国外転出した場合に、原則、国外転出時の有価証券等の時価で譲渡又は決済したものとみなして、譲渡所得等の計算が行われ

る。当該規定に関していくつかの措置が取られている。第一に、納税猶予制度である。第二に、二重課税の調整措置である。第三に、譲渡又は決済されなかった場合の納税義務の消滅規定、第四に、納税猶予の期限到来による納付時における時価下落の考慮規定がある。

国外転出した当該個人が有価証券等を保有したまま売却しなかった場合、あるいは、再び我が国に戻ってきた場合の対応があり、国外転出から5年以内に当該有価証券を譲渡又は決済せずに当該者が帰国した場合に、更正の請求によって当該課税は取り消される。

当該規定が適用されたならば、国外転出した個人の保有する有価証券等の未実現利得に課税されることになるため、納税資金、つまり、キャッシュ・フローの問題が生ずる。それゆえ、本制度では、国外転出前に、①納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、②納税管理人の届け出を行った場合に、5年間の納税猶予（申請により国外転出から10年間まで延長可能）が認められ、毎年、有価証券等の保有に関する届出書を税務署長に提出しなければならない。納税猶予された期間については、利子税が課される。

納税猶予を受けた者が納税猶予の期限までに有価証券等を譲渡又は決済し、二重課税が調整されないときは、更正の請求により、国外転出時に外国所得税を納付したものとみなして外国税額控除を適用して、いわゆる「逆の控除（reverse foreign tax credit）」による二重課税の調整をすることができる。

さらに、非居住者に対する有価証券等の贈与、相続又は遺贈もその時の価額で譲渡又は決済があったとみなされる。

手続きを円滑にする措置として、従来の「財産債務明細書」を「財産債務調書」に改め、その提出基準に、財産の価額の合計額が3億円以上、又は、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象財産の価額の合計額が1億円以上であるものが新たに加えられる。毎年当該財産の保有状況に関して届出書を提出する必要がある。

法人課税分野では、現物出資に係る圧縮記帳を定めた旧法人税法51条（平成10年改正前）が国外現物出資への適用を制限していなかったことから、後に我が国でその譲渡益に課税できなくなる可能性があった。旺文社ホールディング事件で当該規定を、国外現物出資に適用して課税繰延便益<sup>16)</sup>を認めることになり、それを利用した課税逃れが問題になった<sup>17)</sup>。国内組織再編取引と同様に国境を跨ぐ組織再編成取引にも課税繰延措置を認めれば、前者は最終的に繰延た所得に課税できる可能性があるのに対して、後者は将来同様に課税できず、我が国の課税権を喪失する可能性がある。会社法改正に伴う合併等対価の柔軟化により、平成19年度税制改正では一定の要件の下、課税繰延の範囲を拡大したが、国境を超える三角合併等にも同様の措置を認めるとすれば、非居住者等株主に対する内国法人株式の譲渡益課税について、内国法人株式を外国法人株式に転換することにより、譲渡益課税の機会を失う可能性があった<sup>18)</sup>。そこで、平成19年税制改正ではそれに対抗する規定が導入された。さらに、軽課税国の関連会社との国境を超える三角合併取引を行うことで、我が国のタックス・ヘイブンを回避することが可能になるため、一定の取引に対してコーポレート・インバージョン税制が導入された。これらは限定的な措置であり、法人の課税逃れを目的とした国外離脱を図る取引については、EU諸国にみられるような出国課税規定はない。そのため、我が国のような法人税率の高い国から軽課税国への所得移転が、何らかのスキームの利用により行われる余地が残されている。

次章では、EUの法人出国税とEU法の議論にふれつつ、ドイツ組織変更税法の出国税規定とEU法との整合性を分析していく。

## 2. EUにおける法人出国課税

個人が含み益のある株式を保有したまま、国外に住所を移転した場合に、移転時の時価で譲渡課税を行う国がある。EUでは、いわゆる出国税を定めた国内税法とEU法の開業の自由との整合性が問題となり、すでに、欧州司法裁判所による Lasteyrie<sup>19)</sup> 判決、N<sup>20)</sup> 判決で検討されてきた<sup>21)</sup>。これらの個人分野の出国税については、出国時の未実現キャピタル・ゲインの即時課税又は納税猶予を選択した場合の査定義務及び担保の提供義務を定めた国内税法が開業の自由に抵触するかどうかの主たる論点であった。多くのEU加盟国が類似の出国税を国内法で規定していたことから、出国税の即時課税を消極に解した Lasteyrie 判決後のEU域内での反響は大きく、欧州委員会は、EU加盟国における出国課税の協調の必要性に関する文書を公表した<sup>22)</sup>。Lasteyrie 判決の射程については、会社分野には適用されないという見解があったが<sup>23)</sup>、欧州委員会は、Sevic Systems AG<sup>24)</sup> 事件が、個人の出国税判決を引用していることから、すでにこの判決法理は、個人分野だけでなく会社分野の出国課税ルールにも適用されるという立場を明らかにした<sup>25)</sup>。2008年には欧州理事會も、加盟国間の出国税による二重課税を排除するための指針を公表した<sup>26)</sup>。

その後、National Grid Indus 事件において、法人の実質的管理地の国外移転に対する出国税規定とEU法との整合性が初めて判断された<sup>27)</sup>。EU加盟国は、法人の従属法について、本拠地法主義 (the real seat principle) を適用する国、設立準拠法主義 (the incorporation principle) を適用する国に二分される。会社が他の加盟国に実質的管理地を移転させた場合、両者で取扱いは異なる。本拠地法主義の国では、原則、会社の実質的管理地の国外移転は解散 (dissolution) となる。それに対して、設立準拠法主義の国では、会社が実質的管理地を国外移転したとしても存続しつづける。会社の他の加盟国への実質的管理地の移転に係る会社法とEU法との整合性については、すでに欧州司法裁判所でいくつかの先例がある<sup>28)</sup>。

会社が他の加盟国に実質的管理地を移転させ、本拠地法主義を適用する国が、会社の解散として、当該会社の資産 (及び負債) の含み益に対して課税したとしても、それは出国税ではない<sup>29)</sup>。設立準拠法主義を適用する国が、実質的管理地を移転された流出国 (元の居住地国) であれば、当該会社の資産 (及び負債) の含み益に課税できなくなる可能性があり、自国の課税権を喪失するので、当該資産 (及び負債) の含み益に対して出国税を課税する場合がある。会社自体が実質的管理地の国外移転の結果として存在しなくなることは、EU法に反するものではない<sup>30)</sup>。2005年合併指令では、EU加盟国間の欧州株式会社 (*Societas Europaea*) 等の登録事務所の移転について、一定の要件の下で、その事業用資産の含み益に対して即時課税をしないと規定されていた<sup>31)</sup>。欧州司法裁判所の会社法の一連の判決は法人出国税とEU法との抵触についての直接的な判断をしなかったが、National Grid Indus 事件では、設立準拠法主義の国が他の加盟国への会社の実質的管理地の移転に対する出国税を定めた国内税法とTFEU49条の開業の自由の整合性を問題にした。当該事件の概要は次の通りである。

オランダ法により設立され、オランダに登録事務所を有する有限責任会社である National Grid Indus（以下、NGI という。）が、2000年12月15日に、英国に実質的管理地を移転した。NGI は、英国の会社に対する債権を有しており、オランダギルダーに対する英国ポンドの価値の上昇によって、移転時点で未実現の為替差益が生じていた。オランダ法人税法によれば、NGI はオランダ法により設立されているので、依然として、オランダで納税義務を負う。英蘭租税条約によれば、この移転の結果、NGI は、流出国のオランダではなく、英国の居住者とみなされ、移転後は、その所得に対して流入国（新たな居住地国）である英国のみが課税権を有することになり、当該条約は国内法に優先して適用される。それゆえ、オランダで会社資産の含み益に課税できなくなるため、当該移転時の会社資産の取得価額と時価との差額、つまり、未実現キャピタル・ゲインに対して出国税を課した。本件では、実質的管理地の移転時に当該未実現の為替差益に対して出国税を課したオランダ法人税法が、TFEU49条の開業の自由に反するかどうかが主な争点である。なお、オランダ及びイギリスとも設立準拠法主義を適用する国である。

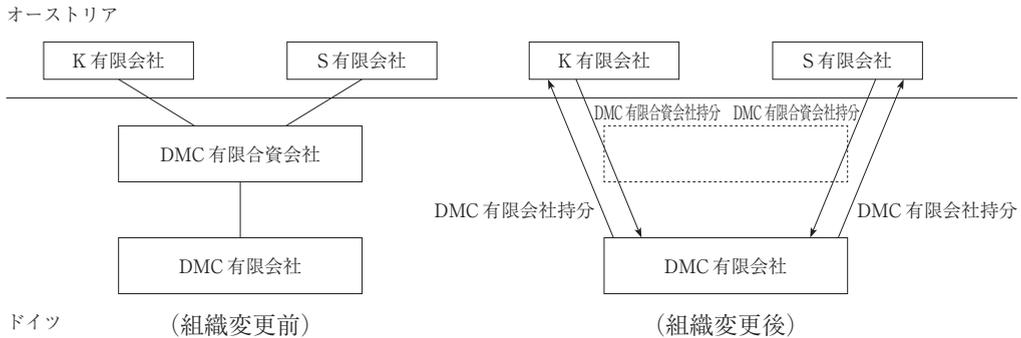
まず第一に、裁判所は、当該規定が、開業の自由を制限するかどうかについて、次のように判断した。<sup>33)</sup> オランダ国外に実質的管理地の移転を望むオランダの会社が、TFEU49条により保障された権利の行使において、オランダに実質的管理地を維持する類似の会社と比べて、キャッシュ・フローの点からみて不利に置かれることは明らかである。国内法令では、他の加盟国へのオランダ会社の実質的管理地の移転は、移転資産にかかる未実現のキャピタル・ゲインの即時課税を強いるのに対して、当該会社がオランダ国内に管理地を移転する場合には、課税されない。オランダ国内で管理地を移転する会社資産にかかるキャピタル・ゲインは、実際に実現し、実現した範囲に限り課税される。キャピタル・ゲイン課税に関する取扱いの相違は、オランダ法により設立された会社に他の加盟国に管理地を移転することを思い止まらせることになり、両者を差別的に扱うオランダ国内法は、原則、開業の自由に対する制限を構成するとした。

第二に、出国税を課税する正当性についてである。一時的構成要素に関連した課税属地主義に基づき、会社とその管轄内で居住者であった期間中に生じたキャピタル・ゲインに流出国が移転時に課税できること、出国税は、流出国の課税権の保持を目的としたものであり、加盟国間の課税権の配分を維持するといった理由から認められるとした。<sup>34)</sup>

第三に、将来の実現時における資産の価値の下落を考慮する必要性について、裁判所は、税額の確定と徴収を区別し、移転時の税額の確定を認めつつ、N 事件に言及する。<sup>35)</sup> N 事件で問題となった出国税は、個人の居住地の移転の未実現利益に課税するものであったが、そこでは、加盟国の課税権の適正配分を維持する観点から、将来の価値の下落が流入国で考慮されない限り、流出国でそれを考慮しなければならないとしていた（N 事件、para. 54）。それに対して、NGI 事件では、会社の資産は営利活動に直接利用されること、その資産が生み出す利益と使用による価値の減価の関連から、移転後の利益が流入国で課税されるのであれば、流出国で価値の下落を考慮するのは合理的でなく、流入国での価値の下落の調整の必要性を示した。

第四に、即時支払にかわる繰延オプションについてである。<sup>36)</sup> 会社にとっては、資産の追跡に対する管理義務はないが、キャッシュ・フローの面では不利である移転時の税額の即時納付と、当該資産の管理義務はあるが、キャッシュ・フローの面では有利である実現時までの納税猶予とを納税者に選択させることは、加盟国間の課税権の適正配分の維持に沿うものであり、開業の自由

図1 組織変更前と組織変更後



に反しないとする。したがって、繰延オプションを認め、会社の管理地の移転時点で、即時納付をせず、税額を確定することのみが、税制の首尾一貫性を維持する目的を達成する必要性を超えないとみなされることになる。このような繰延オプションを認める場合に、N事件では担保を徴取することに消極的であったが、NGI事件では、時の経過とともに税の未徴取リスクが高くなることから、担保の徴取を国内法で考慮することについて積極的に解する。さらに、NGI事件では国内法にしたがって、納税猶予にかかる利子の算定についても肯定する。

以上のように、NGI事件は、N事件の判断を踏襲して、会社の実質的管理地の移転時に出国税を課税することについて、課税権配分の観点から正当事由を認めたものの、同様の状況にある移転を行わない会社との比較から即時課税については、キャッシュ・フローを問題にし、EU法との抵触可能性を明らかにした。NGI事件は、会社の国外への実質的管理地の移転と出国税の関係扱った極めて重要な判決であり、N事件と異なる判断が含まれていることから、出国税課税の正当性、将来の価値の下落の考慮、繰延オプションを認める場合の担保の徴取、利子の徴収など、さまざまな議論を引き起こした。<sup>37)</sup>

続くDMC事件は、1995年ドイツ組織変更税法<sup>38)</sup>の出国税規定とEU法との整合性が争点となった事件である。事実の概要は次の通りである。<sup>39)40)</sup>

ドイツのDMC有限合資会社<sup>41)</sup>(DMC GmbH & Co. KG)は、ドイツのDMC有限会社(DMC-GmbH)が無限責任社員、2つのオーストリアのK有限会社(K-GmbH)及びS有限会社(S-GmbH)が有限責任社員であった。DMC有限合資会社の持分は、オーストリアのK有限会社とS有限会社(各50,000ドイツマルク)によって50%ずつ保有されていた。K有限会社及びS有限会社はそれぞれ、1995年ドイツ組織変更税法(Umwandlungssteuergesetz, UmwStG, 1995)に基づき、保有するDMC有限合資会社の持分をドイツDMC有限会社に現物出資し、それと引き換えにDMC有限会社の持分を取得した。当該現物出資により、合資会社の出資者の最低要件を充足せず、DMC有限合資会社は解散した(図1参照)。

組織変更税法20条2項によれば、営業の全部又は一部、共同事業者持分が物的会社に現物出資される場合に、抛出財産の含み益に対して課税されず、当該財産の帳簿価額又はそれ以上の価額で評価される。当該規定の目的は、含み益の即時課税をせずに、一定の組織再編成の課税中立性を確保することにある。<sup>42)</sup>一方、組織変更税法20条3項はその例外として出国課税を定めており、ドイツが抛出者に交付された持分の譲渡に基づき生じるキャピタル・ゲインの課税権を喪失する

場合に、物的会社は、拠出された事業用財産を時価で評価しなければならず、含み益課税がなされる。

一連の取引により、オーストリアの K 有限会社及び S 有限会社はドイツに恒久的施設を有しなくなり、1954年独墺租税条約7条によれば、ドイツは DMC 有限合資会社の資産及び負債に係る含み益にもはや課税できない。さらに、K 有限会社又は S 有限会社のいずれかの株式の将来の譲渡は、独墺租税条約13条5項により、譲渡者の居住地国でのみ課税される<sup>43)</sup>。その結果、ドイツは課税権を喪失し、組織変更税法20条3項の出国課税規定が適用されることとなる。一方、組織変更税法21条2項では、納税者は当該含み益課税について即時支払を選択せずに、一定の要件を充足する場合に、5年間にわたり、利子なしで当該税額の1/5ずつの金額を延納することが認められる。本件では、ドイツ組織変更税法に定められた出国税規定と TFEU 条約49条の開業の自由、TFEU 条約63条の資本移動の自由との整合性が争われた。

欧州司法裁判所は、有限合資会社と物的会社間の財産の移転は、設立手続きにほとんど影響しないことから、開業の自由ではなく資本移動の自由を制限するかどうかについて、国内税法との整合性を判断した<sup>44)</sup>。従来の個人及び法人分野の出国税を定めた国内税法が開業の自由との整合性について判断されてきたのに対して、本件は、第三国にもその射程範囲が問題になる資本移動の自由を適用にしたことは非常に注目すべき点である。第一に、裁判所は、当該規定が、資本移動の自由を制限するかどうかについて判断した<sup>45)</sup>。当該規定により、合資会社の持分の物的会社の持分への転換が当該持分にかかるキャピタル・ゲインの即時課税を引き起こすのに対して、実現時にのみ当該利得が課税されるドイツで納税義務がある投資家と比べて当該投資家をキャッシュ・フローの点から不利に扱う。このようなキャピタル・ゲイン課税にかかる異なる取り扱いは、ドイツ法によって支配される合資会社に対する資本拠出に対して、税法上ドイツに居住しない投資家を制限することになる。それゆえ、資本移動の自由に対する制限を構成する。

第二に、出国税を課税することの正当性について、次のように言及した<sup>47)</sup>。当該利得が実際に実現していなかったとしても、ある加盟国が、管轄内で未実現キャピタル・ゲインによって生じた経済価値に課税する適格性があるとする NGI 判決を踏襲した。そして、当該資産が国内にあればキャピタル・ゲインに課税できた加盟国は、当該資産に対する課税権を確保するために、当該利得の実際の実現以外の課税時期を定める権限を有するとする (Case C-261/11, Commission v Denmark (2013), para. 37)。さらに、加盟国間の課税権の適正配分を保持する目的は、流出国の課税権が排除される場合に限り正当化でき、それは国内裁判所が決定すべき問題であるとし、当該利得の実現時に、課税権の行使が不可能になる場合には、合資会社の資産を時価で評価し、その結果、実際にキャピタル・ゲインの実現前に課税する加盟国の法令を正当化できるという意味で解釈されなければならないと判断した。

第三に、1995年組織変更税法で定める出国税の課税方法が正当化できるかどうかについて、未実現のキャピタル・ゲインにかかる税の徴収に関連して、納税者に、保有資産の未実現キャピタル・ゲインに関する支払税額の即時納付と国内法で定められた利子とともに支払延期の選択権を認めることを是認し、税の未徴収リスクが時間の経過とともに高くなるという事実を照らせば、キャピタル・ゲインの実際の実現より前に5年間にわたり支払税額を延納することを認めていることは、加盟国間の課税権の適正配分を保持する目的達成に対して満足すべき比例的な措置を構

成ずるとした。<sup>48)</sup>つまり、即時納付又は5年間の年賦延納の選択権を納税者に認めていることから、当該国内税法は、EU法に整合するものと解した。

第四に、担保の提供については、納税者が年賦延納を選択する場合に、国内法でそれを定めることは、実際の税の未徴収リスクが理由であれば正当化されるとした。

### 3. DMC 判決後の出国課税の課題

欧州司法裁判所の出国課税をめぐる一連の判決を比較する。<sup>49)</sup>個人分野の出国税とEU法との整合性が争われた Lasteyrie 事件では、含み益を有する株式を保有したまま他の加盟国に居住地を移転させた場合に、出国時に、当該含み益に対して即時課税するフランス出国税が開業の自由に反するとされた（図2、Lasteyrieの「×」の部分）。一方、N事件では、即時課税又は実際の所得の実現時まで納税猶予を認めていたオランダ出国税規定につき、納税猶予の適用要件に徴税を確保するための担保を提供することが、流出国に居住し続ける者との公平性から開業の自由に反するとされ、一方で出国時の税額算定の査定については積極的に解された（図2、Nの担保の提供「×」の部分）。さらに、N事件では、出国税を課税することによる二重課税の排除に重きをおき、流入国が居住地の移転後に生ずる資産の価値の下落を考慮しない場合、流出国が国内法によって資産の価値の下落を考慮する必要があった。

法人分野の出国税とEU法との整合性が争われたNGI事件では、即時課税、査定義務については個人分野の出国税の判断を踏襲しているが、納税猶予の適用要件としての担保の提供義務、利子の徴収についてはN事件と異なる判断をした（図2、NGI）。この点について、N事件から裁判所の判断の変更と解する論者もいるが、両者の違いがいくつかある点に留意する必要がある。まず、NGI事件が法人分野の出国課税であり、個人に比べてキャッシュ・フローの問題は大きくないという点がある。さらに、株式という金融資産のみなし譲渡課税が対象であり、含み益の算定、二重課税の調整の課題はさほど複雑でない。それに対して、NGI事件では、会社の実質的管理地の国外移転のため、当該会社が有する資産及び負債が対象である。会社の事業用資産については、減価償却資産も含まれることから、流出国と流入国の評価のミスマッチが考えられ、その評価の一致や二重課税の調整は容易ではない。それゆえ、法人分野の出国税については、個人の出国税と同列に扱うべきでない<sup>50)</sup>と考える。N事件では二重課税を排除する義務として、将来の資産の価値の下落の考慮が流出国に求められていたが、NGI事件ではそれを義務付けておらず、二重課税の排除義務は流入国の課題と位置づけられている。しかしながら、その場合に、流入国が時価でステップアップなどの調整をするとは限らないので、EU域内の法人出国税の課題としては調和の必要性が強く求められる<sup>51)</sup>。

法人分野の組織再編成に関する出国税とEU法との整合性が争点となったDMC事件は、従来の出国税事件が開業の自由を問題にしていたところ、資本移動の自由を問題にした。とくに、前者の場合は、EU域内の課題に限定されるが、後者の射程はEU域外の第三国に及ぶため、その影響は大きい。しかしながら、DMC事件でも、他の事件と同様に、出国税の即時課税、査定義務については同じ立場をとった。この事件の出国税規定が他と異なるのは、繰延オプション措置

図2 出国課税判決の比較

納税義務者	個人		法人	
	Lastryrie	N	NGI	DMC
即時課税	×	×	×	×
査定義務	—	○	○	○
繰延オプション	— 実現時	○ 実現時	○ 実現時	○ 5年分割払
担保の提供	—	×	○	○
利子の支払い	—	—	○	(○)
価値の下落	—	○	×	×

が、実際の実現時までの納税猶予ではなく、5年の延納を認めているところであり、そのような取り扱いについても肯定的に解している（図2、DMC 繰延オプション「○」）。税額の未徴収リスクを回避する目的で担保の提供の必要性がある場合には、それも認めている。フランス及び英国では、ドイツ組織変更税法20条と類似の制度を有しているが、即時課税ではなく、延納を選択した場合は、繰延利子が徴収される。そのような制度についても正当化されるか否かについての結論は示されていない<sup>52)</sup>。分割払いの期間の長短や対象資産の種類によって取り扱いが異なる場合についても射程範囲は明らかではない<sup>53)</sup>。

DMC 事件は、現物出資取引の含み益の実現時期については触れていないが、当該取引は個人の出国税の事件とは異なり、資産の現物出資時に所得は実現している可能性<sup>54)</sup>がある。各国で所得の実現時期が異なる可能性があるが、実現と考えるならば、国内組織再編成と国外組織再編成の扱いを同列に考えることがそもそも中立的かどうか<sup>55)</sup>が問われる。なぜなら、前者の場合は課税繰延便益を認めたとしても後に課税する機会があるが、後者については、同様の取扱いをすれば、後にその国で課税ができない可能性があり、未実現利益に対する課税と同じように考えることに疑問があるからである。NGI 事件と同様に、DMC 事件でも、現物出資を行う資産の種類や課税時期の違い<sup>55)</sup>によっては、評価、二重課税の調整が困難になることが予想される<sup>56)</sup>。さらに、即時課税に代わる納税猶予措置を選択したならば、納税者、課税庁がともに、実現時まで資産管理を続けるのはかえって事務負担が増えることになるかもしれない。そのような場合には、即時納付を選択する方が合理的であり、特に法人出国課税の場合には、即時支払と年賦延納などの繰延オプションのあり方を慎重に検討することが必要である。

EU の出国税規定と EU 法との整合性に係る議論は、より精緻なものとなっている。払出しを定めたドイツ所得税法4条3項と EU 法との整合性について、欧州司法裁判所で係争中であり<sup>57)</sup>、欧州委員会の文書で触れられた事業用資産の外国恒久的施設への移転についても近々判断が下されることになるであろう。これらの一連の判決の射程の範囲が第三国に及ぶ場合も含め、EU における出国税制度をめぐる議論はさらに重要になってきており、注視する必要がある。

### 結びにかえて

EU 域内の出国課税をめぐる議論はより精緻化し、個人の所得課税、相続贈与課税、法人の所得課税にまで及んでいる。我が国では、相続税法の納税義務者の拡張、所得税分野の一定の金融資産にかかるみなし譲渡課税といった出国税規定による居住地及び財産の国外移転による課税逃れへの対抗措置が導入されつつある。しかしながら、富裕層の国外財産の移転に対する所得税及び相続、贈与税分野の対抗措置のみならず、法人分野での課税逃れに対してはさまざまなスキームが利用される可能性があり、その対抗措置の一つとして出国税が考えられる。

法人の課税逃れを主たる目的とした国外流出に対する対抗措置としての出国税のあり方については、所得の実現時期、課税繰延と徴収のあり方、対象資産、二重課税調整措置、移転価格税制などの他の国際課税規定との関係など検討する課題は非常に多い。EU 域内における法人の出国課税の議論の動向は、そのような課税管轄を離脱する法人に対する対抗措置を設計するのに多くのヒントを与えてくれる。本稿では、組織再編税成における出国課税と EU 法の議論を紹介したにすぎないが、EU 域内の出国課税制度が、リニューアルされていることから、今後は各国の出国課税制度の比較に取り組んでいく予定である。

### 注

- 1) 自民党・公明党『平成27年度税制改正大綱』（平成26年12月30日）。
- 2) 宮本十至子「法人に対する出国税をめぐる諸問題—EUの動向を中心に—」村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』623頁（清文社・2012）。
- 3) 宮本十至子「EU域内における課税管轄喪失と個人の自由移動をめぐる相克」立命館経済学54巻5号121頁（2006）。宮本十至子「国際的三角合併と課税管轄—ドイツの課税権喪失の議論を参考として—」税法学558号141頁（2007）。
- 4) 中里実「課税管轄権からの離脱を図る行為について」フィナンシャル・レビュー94号4、9頁（2009）。
- 5) 最判平成23年2月18日判タ1345号115頁。
- 6) 名古屋地判平成23年3月24日訟月60巻3号655頁、名古屋高判平成25年4月3日訟月60巻3号618頁。
- 7) 東京高判平成20年2月28日判タ1278号163頁。
- 8) ドイツの制度については、木村弘之亮「わが国所得税制における『拡張的制限納税義務』の創設の必要性—ドイツ対外取引税制における拡張的制限納税義務を手がかりとして—」法学研究68巻2号111頁（1995）。
- 9) 2014年11月11日日本経済新聞朝刊。
- 10) 例えば、条約の議論については、宮本（2007）・前掲注3）147頁参照。
- 11) OECD, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Report, Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, Action 6: 89, 96, 2014.
- 12) 第11回税制調査会（2014年9月29日）での浅川雅嗣「BEPSプロジェクトの進捗状況」、第12回税制調査会（2014年11月7日）での財務省「BEPS行動計画に関連する検討課題（所得税関連）」。
- 13) 個人の出国税にかかる IFA の議論などを我が国で紹介したものとして、大橋智哉「個人の移動による国際的・二重課税の調整に関する一考察—株式に対するみなし譲渡課税（出国税）を中心に—」税研20巻2号74頁（2004）、川田剛「米国の出国税」国際税務29巻6号13頁（2009）、原武彦「出国に伴

- う所得課税制度と出国税等の我が国への導入—我が国と米国等の制度比較を中心として—」税大ジャーナル14号95頁（2010），原武彦「非居住者課税における居住性判定の在り方—出国税（Exit Tax）等の導入も視野に入れて—」税大論叢65号1頁（2010），松田直樹「法人資産等の国外移転の対応—欧米のコーポレート・インバージョン対策税制及び出国税等が包含する示唆」税大論叢67号1頁（2010），川田剛「米国の出国税」国際税務35巻1号127頁（2015）。
- 14) 自民党・公明党『平成27年度税制改正大綱』（平成26年12月30日）。
  - 15) 「財産債務明細書」の提出基準は，所得金額2,000万円を超える者。
  - 16) 当該規定の不備が国際課税問題を引き起こすことを指摘した論稿として，木村弘之亮「無制限納税義務と制限納税義務とのあいだの異動—国外逃散課税と国外転居課税に関する立法の必要性—」法学研究69巻5号1頁（1996），木村弘之亮「旺文社事件にみる国外逃散課税判決の問題点」税理45巻4号20，22頁（2002），木村弘之亮「租税立法の不作為と租税回避の否認—オウブンシャ・ホールディング事件を振り返って—」村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』63頁，66頁（清文社・2012）。
  - 17) 最判平成18年1月24日判タ1203号108頁。
  - 18) 大蔵財務協会『平成19年版改正税法のすべて』551頁（2007）。
  - 19) Case C-9/02 Lasteyrie (2004) ECR I-2409.
  - 20) Case C-470/04 N (2006) ECR I-7409.
  - 21) 個人分野の出国課税をめぐる一連の判決と欧州委員会の動向については，一高龍司「出国課税と OECD モデル条約：オランダ及びイタリアの視点」租税研究730号287頁（2010），宮本十至子・前掲注2）627頁。
  - 22) European Commission, Communication from the Commission to the Council, The European Parliament and The European Economic and Social Committee, Exit taxation and the need for co-ordination of Member States' tax policies, COM(2006) 825 final, 19.12.2006.
  - 23) Blumenberg/Schäfer, Das SEStEG Steuer-und gesellschaftsliche Erläuterungen und Gestaltungshinweise, 69, 2007.
  - 24) Case C-411/03 Sevic (2005) ECR I-10805.
  - 25) COM (2006) 825 final.
  - 26) Council Resolution of 2 December 2008 on coordinating exit taxation, 2008/C323/01.
  - 27) Case C-371/10 National Grid Indus BV (2011) ECR I-12273. 主な評釈として Reinout Kok, Exit Taxes for Companies in the European Union after National Grid Indus, EC Tax Review, Vol. 21 no. 4, 200, 2012; Peter J. Wattel, Exit Taxation in the EU/EEA Before and After National Grid Indus, Tax Notes International, Vol. 65, no. 5, 371, 2012（翻訳として，大野雅人「National Grid Indus 判決の前と後における EU/EEA の出国課税」租税研究754号426頁（2012））; Jan, Brinkmann Peter, Reiter National Grid Indus: Auswirkungen auf die deutsche Entstrickungsbesteuerung, DB 2012, S. 16; Thömmes and Linn, Deferment of Exit Taxes after National Grid Indus: Is the Requirement to Provide a Bank Guarantee and the Charge of Interest Proportionate?, Intertax Vol. 40 no. 8/9, 485, 490, 2012 などがある。ドイツについては，木村弘之亮「ドイツ租税法における法人の住所—『管理の場所（管理支配地）』条項の追加」法学研究68巻1号97頁（1995）。
  - 28) Case C-81/87 Daily Mail (1988) ECR 5483; Case C-280/00 Überseering (2002) ECR I-9919; Case C-210/06 Cartesio (2008) ECR I-9641. Wolfgang Schön, The Mobility of Companies in Europe and the Organizational Freedom of Founders, European Company and Financial Law Review, Vol. 3 no. 2, 122, 2006; Wattel, *supra* note 27, 372. 村島雅弘「欧州域内での『国境を越えた法人本拠地の移転』を巡る最近の裁判例（上）（下）～『設立の自由』と『出口課税』の論点からの検証」国際税務30巻6号100頁，同30巻7号122頁（2010）。
  - 29) Reinout Kok, *supra* note 27, 201.

- 30) *Ibid.*
- 31) *Ibid.*
- 32) Council Directive 2005/19 EC of 17. 02. 2005.
- 33) Case C-371/10 National Grid Indus BV (2011) ECR I-12273, paras. 37, 41.
- 34) Case C-371/10 National Grid Indus BV (2011) ECR I-12273, para. 46.
- 35) Case C-371/10 National Grid Indus BV (2011) ECR I-12273, paras. 51, 56, 58, 64.
- 36) Case C-371/10 National Grid Indus BV (2011) ECR I-12273, paras. 73, 74.
- 37) Kok, *supra* note 27, 202.
- 38) 本事件で問題となった旧組織変更税法の翻訳として、木村弘之亮・永松正大「1994年ドイツ組織変更税法（翻訳）」法学研究72巻5号63頁（1999）。なお、旧法における会社分割税制を紹介したものとして、村井正「会社分割税制—ドイツ事業再編税法における『独立事業単位』要件を中心に—」『租税法と取引法』296頁（清文社・2003）。
- 39) Case C-164/12 DMC (2014) ECR I-0000.
- 40) Barry Larking, DMC: a step backward in understanding exit taxes?, *Tax Planning International*, Vol. 16 no.3, 30, 2014; Michael McGowan, DMC Beteiligungsgesellschaft mbH v Finanzamt Hamburg-Mitte: a further pronouncement of the CJEU on exit taxes, *British Tax Review*, no. 2, 135, 2014; Erik Röder, Co-ordination of Corporate Exit Taxation in the Internal Market and Beyond, *British Tax Review*, no. 5, 574, 2014; Erik Pinetz and Erich Schaffer, Exit Taxation in Third-Country Situations, *European Taxation*, vol. 54 no. 10, 432, 2014; Olga Sendetska, ECJ Case Law on Corporate Exit Taxation: From National Grid Indus to DMC: What Is the Current State of Law?, *EC Tax Review*, Vol. 23 no. 4, 230, 2014; Tom O'Shea, Former German Exit Tax Rules May Be Acceptable, *ECJ Says*, *Tax Notes International*, Vol. 75 no. 2, 123, 2014; Dietmer Gosch, Rechtmäßigkeit der Entstrickungsbesteuerung nach § 20 UmwStG 1995, *EuGH, Urteil vom 23. 1. 2014-Rs. C-164/12, DMC Beteiligungsgesellschaft, IWB 2014*, S. 183; Sabine Sydow, Neues bei der Exit-Tax: EuGH erklärt Fünftelungsregelung zur Besteuerung stiller Reserven und Bankgarantien für unionsrechtskonform, *DB 2014*, S. 265; Wolfgang Mitschke, DMC: EuGH urteilt zu deutschen Entstrickungsregeln, *ISr 2014*, S. 10.
- 41) ドイツの有限合資会社については、高橋英治『ドイツ会社法概説』372頁以下参照（有斐閣・2012）。
- 42) Haritz/Menner, *Kommentar Umwandlungssteuergesetz*, 4. Auf, 2015.
- 43) ABKOMMEN ZWISCHEN DER REPUBLIK ÖSTERREICH UND DER BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND ZUR VERMEIDUNG DER DOPPELBESTEUERUNG AUF DEM GEBIET DER STEUERN VOM EINKOMMEN UND VOM VERMÖGEN (2000), Artikel 13(5).
- 44) Case C-164/12 DMC (2014) ECR I-0000. paras. 34-38.
- 45) 資本移動の自由の適用に対する批判的意見として、Mitschke, a.a.O. (Fn. 40) S. 111; Sydow, a.a.O. (Fn. 40), S. 267, 資本移動の自由と第三国との関係を検討したものとして、Erik Pinetz and Erich Schaffer, *supra* note 40, 434.
- 46) Case C-164/12 DMC (2014) ECR I-0000. paras. 39-43.
- 47) Case C-164/12 DMC (2014) ECR I-0000. paras. 52-58.
- 48) Case C-164/12 DMC (2014) ECR I-0000. paras. 59-69. Mitschke はドイツ延納方式は EU 法に整合するという指摘を従来からしていた。
- 49) Gregor Führich, *Exit Taxation and ECJ Case Law*, *European Taxation*, Vol. 48 no. 1, 10, 2008.
- 50) 例えば、個人については、ドイツ・スイス租税条約13条5項（1971）、ドイツ・リヒテンシュタイン租税条約13条6項（2011）、米・カナダ租税条約13条7項（1980）など。
- 51) Erik Röder, *supra* note 40, 604. 本論文では、資産ごとの調整を検討し、EU レベルでの出国税制度の協調を指摘する。また、出国課税と移転価格調整は明確に区別されていないとする（580頁）。

- 52) Michael McGowan, *supra* note 40, 137. Reka Világi, Exit Taxes on Various Types of Corporate Reorganizations in Light of EU Law, *European Taxation*, Vol.52 no. 7, 346, 2012.
- 53) Michael McGowan, *supra* note 40, 137.
- 54) ドイツの現物出資も原則、実現だと思われる。Mitschke, a.a.O. (Fn. 40), 112.
- 55) 各国で所得の実現時期が異なる。OECD MTC, Commentary on Art. 7 (2008), para. 21, Art. 13 (2014), para. 6.
- 56) Erik Röder, *supra* note 40, 588.
- 57) Case C-657/13 *Verder Lab. Tec.*, FG Düsseldorf, Beschluss vom 5. 12. 2013 8K 3664/11.